

会 員 各 位

沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会

会 長 松 本 元 一

(公 印 省 略)

2022年度観光土産品認定審査会開催のお知らせならびに出品のお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協議会の事業運営に格別のご支援を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、下記のとおり2022年度観光土産品認定審査会を開催いたしますのでお知らせいたします。

つきましては、開催するにあたりまして、会員の皆さまへ貴社が製造もしくは販売する観光土産品の出品をお願い申し上げます。

出品される会員様におかれましては、添付いたします実施要領をご確認いただき、別紙、認定審査会申込書に必要事項をご記入の上お申込み下さいますようお願い申し上げます。

なお、認定審査会で合格された商品につきましては、那覇空港内の小売店にて展示・販売できる特典がございますので、是非とも出品ご検討下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 審査日時

日 時：令和4年11月25日（金） 14：00～16：30 ※1

会 場：沖縄産業支援センター会議室（那覇市小禄1831-1）

※1 試買審査会も同時進行にて開催

2. 出品商品の受付

(1) 提出期限

令和4年10月28日（金）17：00必着（土、日曜日を除く）

(2) 搬入場所

沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会事務局あて

〒900-0015 那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル6階（那覇商工会議所内）

(3) 搬入費用

出品商品の搬入（郵便、宅配等）費用は、出品者の負担といたします。

3. 添付資料

(1) 沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会観光土産品認定審査会規程

(2) 沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会2022年度観光土産品認定審査会実施要領

(3) 沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会2022年度観光土産品認定審査申込書

以上

<問合わせ先>

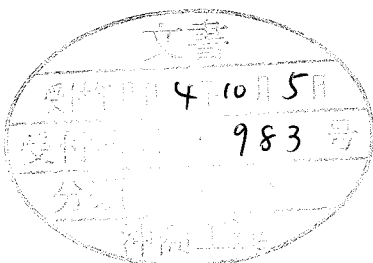
〒900-0015 那覇市久茂地1-7-1

琉球リース総合ビル6階（那覇商工会議所内）

沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会 事務局担当：山口

TEL：098-868-3774 FAX：098-866-9834

Eメール：kankou@nahacci.or.jp



沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会

観光土産品認定審査会規程

観光土産品の表示に関する公正競争規約第3条に基づき、沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会規程第4条第3号の表示に関する審査の実施方法を次のとおり定める。

第1条 沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会（以下「協議会」という。）が定めた審査基準に基づいて審査を行うため審査委員会を置く。

第2条 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

団体

全国観光土産品公正取引協議会 会長

沖縄県商工会議所連合会 事務局長

沖縄県商工会連合会 事務局長

公益社団法人沖縄県工業連合会 事務局長

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 受入事業部 部長

業者

沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会 会長

沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会 副会長

消費者

特定非営利活動法人消費者センター沖縄 消費生活アドバイザー

その他

協議会にて必要と認めた者

- 2 審査委員は、理事会の議を経て協議会会長が委嘱する。
- 3 審査委員は、互選により審査委員長および副委員長2名を選任する。
- 4 審査委員の任期は2年とする。
- 5 補欠審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 公正競争規約に参加し、協議会に入会した者は、別に定める審査申込書に所要事項を記載のうえ、現品および証拠関係書類の写を添付し、審査料として10品目までは1品目につき800円（税込み）、10品目を越える場合はその越える1品目につき500円（税込み）を添え審査を受けるものとする。

(1) 製造販売業者は、その取扱う全商品について審査を受ける。

(2) 卸売業者は、その取扱う商品のうち、製造販売業者が審査をうけたものを除く商品について審査を受ける。

(3) 小売業者は、その取扱う商品のうち、製造販売業者および卸売業者が審査をうけたものを除く商品について審査を受ける。

2 納入された審査料および審査を受けた商品については返還しない。

第4条 審査委員会は、協議会の定めた表示に関する審査基準にしたがって商品を審査し、合格および保留等の判定を行う。

2 前項の判定については、審査委員長を含む出席審査委員の3分の2以上の同意をもって決定する。

3 審査の結果、条件付合格【実質不合格】については、指摘事項が改善された時点で改善を図った旨の書類に商品を添え、合格認定の申請を行うことができる。但し、合格認定申請は3カ月以内に行うこととし、審査料は徴収しないものとする。

4 前項の合格認定申請があった場合には、審査委員長及び副委員長で審査決定する。

5 審査委員会は、審査合格品について協議会に答申する。

第5条 協議会は、全国協議会に対する審査合格品の認定の申請につき審査決定する。

第6条 審査委員会は原則として年2回これを開催する。

2 審査は必要に応じ審査委員会の議により、店頭においてこれを実施することができる。

第7条 本規程は、理事会の議を経なければ改廃できない。

附 則

1 本規程は、平成15年8月1日から実施する。

附 則

1 第2条審査委員構成は、令和元年11月7日から実施する。

沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会
2022年度観光土産品認定審査会実施要領

1. 目的

沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会（以下「協議会」という。）会員の製造又は販売する観光土産品について、「観光土産品の公正競争規約」の規定に基づき表示が適正になされているかを審査することにより、観光土産品業界の健全な発展を図る。

2. 審査日時・会場

- (1) 日 時：令和4年11月25日（金） 14：00～16：30
- (2) 会 場：沖縄産業支援センター会議室（那覇市小禄1831-1）

3. 申込方法

・別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、出品商品および審査料を添えて直接窓口にお申し込み下さい。

なお、窓口にお越しいただけない場合には、申込書をFAXで送付のうえ、審査料は現金書留又はお振込みして下さい。出品商品は宅配等でお送り下さい。

4. 出品商品の条件

(1) 出品者

- ・当協議会の直接の会員であること。（会員企業の会員は対象外）

(2) 商品

- ・観光土産品（食品）とする。

「観光土産品」とは、食品類であって、商品名、絵、文字等で土産品である旨の表示をしたもの又は主として観光地において観光客の土産用に販売されるものをいう。

(3) 新規・更新対象商品

①新規商品

- ・今回初めて出品する商品。または、過去に出品したもので価格や内容量など一部に変更がある商品。

②更新対象商品

- ・今年度認定期間の切れる2020年度認定審査会の合格品
（但し、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため審査会中止のため該当する商品は無し）

(4) 出品数

- ・出品数に制限はありません。ただし、同じ商品であっても価格、内容量、形状、包装のデザインなどが異なる場合は、別の商品とみなします。

5. 出品商品の受付

(1) 商品および申込書の提出

- ① 1商品につき2点・・・お客様にお渡しする時の状態（中身が入っている状態）
- ② 1商品につき1枚の申込書を記入し提出

(2) 提出期限

令和4年10月28日（金）午後5時必着（土、日曜日を除く）

(3) 搬入場所

〒900-0015

那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル6階（那覇商工会議所内）
沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会 あて

(4) 搬入費用

- ・出品商品の搬入費用は出品者で負担してください。

6. 審査料

(1) 審査料計算

- ・1点につき800円、11点目からは1点増すごとに500円（すべて税込価格）

<例>①8品目を出品した場合

$$800円 \times 8品 = 6,400円$$

②12品目を出品した場合

$$800円 \times 10品 + 500円 \times 2品 = 9,000円$$

- ・出品商品の搬入の際、事務局に納入して下さい。但し、商品送付による場合は振込手数料をご負担のうえお振込みをしてください。

(2) 払い戻し

- ・審査料の払い戻しはいたしませんのでご了承ください。

7. 審査基準

(1) 事前審査

- ・協議会青年部および会員事業所の品管担当で事前審査を行い、その結果を基に本審査を実施します。

(2) 審査方法

- ・審査は、合格A、合格B、条件付合格（実質不合格）の3区分で判定します。
- ・出品商品の審査は、関係行政機関および関係団体の者をもって構成する「沖縄県観光土産品認定審査委員会」で別に定める「沖縄県観光土産品認定・試買審査基準」により審査します。具体的には、「観光土産品の表示に関する公正競争規約 ※2」の関係法令の規定に従った表示がなされているかを審査します。

※2 令和2年11月に配布しました冊子、もしくは、「令和4年度通常総会議案書」の資料編を参照下さい。

(3) 主な審査内容

①必要表示事項（規約第3条）

消費者の適切な商品選択の目安として必ず表示しなければならない。

②過大な包装の禁止（規約第4条）

内容量を誤認されるおそれがある容器又は包装を用いてはならない。

（アゲゾコ、ガクブチ・アンコなど）

③特定事項の表示基準（規約第5条）

あいまいな表現や消費者に過度の期待を抱かせるような表示をしてはならない。

④不当表示の禁止（規約第7条）

特色のある原材料を使用していないのに、使用しているかのような表示をしてはならない。

⑤食品表示法

品質、衛生、保健等各項目の法令に準じた表示でなければならない。

⑥その他

医薬品でないのに医薬品的な効能効果を謳った表示などをしてはならない。

8. 審査結果の通知

- ・ 出品された会員に対し、令和4年12月末までに郵送にてご通知いたします。
- ・ 「合格認定書」については、全国観光土産品公正取引協議会からの送付を以って速やかに合格された会員にご送付いたします。

9. 条件付合格（実質不合格）商品

- ・ 審査で条件付合格となった商品については、指摘事項が改善された時点で改善を図った旨の書類に商品を添えて、合格認定の申請を行なうことができます。但し、合格認定の申請は3カ月以内に行なうこととし、審査料は徴収しないものとします。
- ・ 申請のあった商品については、改めて再審査をして合否の判定を行ないます。

10. 認定期間

- ・ 認定の期間は、審査認定合格を受けた日から2年間、但し、2年後の認定審査会の認定期間の開始日まで有効とします。また、再審査で合格となった商品も同様とします。

11. 合格品の特典

(1) 合格認定期間内（2年間）に、本協議会の認定証シールを貼付、又は容器、包装に直印刷して販売することができます。

①他社商品と差別化を図り、広く消費者にアピールできます。

②認定証シールは、1枚60銭、直印刷は1品当たり使用料2年間で6,000円

(2) 那覇空港主要店舗にて展示・販売することができます。

【条件】但し、

①本協議会作成の認定証シールを貼付、または、容器、包装に直印刷した商品に限ります。

- ② 1社で複数の商品が合格した場合でも、展示・販売については1社1商品となる可能性もあります。
- ③ バイヤーとの商談会（取引条件あり）を経て展示可能となります。合格した商品であっても、取引条件等の都合により展示できない場合があります。
- ④ 展示・販売期間は、約1カ月（展示時期は令和5年4月以降）を予定しています。

12. その他

（1）商品の返品

- ・ 出品商品は、原則として返品いたしません。返品を希望される場合には、申込書にその旨記載してください。

（2）審査料振込口座

- ・ 審査料を振込みされる場合、下記口座に振込手数料をご負担のうえお振込み下さい。

琉球銀行本店(普) 7 5 5 - 6 5 3

沖縄銀行本店(普) 2 1 5 3 2 6 3

海邦銀行本店(普) 0-7 6 7-3 1 8

口座名義：沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会 会長 松本 元一

